

第4回 稲城市住所整理地区市民検討会（坂浜地区）

実施日：令和2年3月24日（火） 18時～20時

会場：小田良土地区画整理組合事務所

参加数：委員14名（欠席1名）、事務局3名（久家部長、黒田課長、山口主事）

『前回までの決定事項の確認』

市： これまで検討会で決定した「大字界の設定」、「丁目（小字）界の設定」、「町名の設定」、「飛び地について」、「住所整理の進め方」の内容について確認いただきたい。

委員： 百村の一部を坂浜に編入することは承知しているが、それに伴って付近の道路等で大字界を変更する箇所はあるか。

市： 住所整理実施要領に則り、必要に応じて変更することもある。

委員： これまでの決定事項について承知した。

『実施区域と時期について』

市： 当面は、令和3年10月に小田良土地区画整理事業とその周辺を含む坂浜三丁目、四丁目、五丁目の一部（区画整理の見込みがある学園通り西側は別に実施）、飛び地について住所整理を実施する。

委員： 五丁目の西側も併せて住所整理実施して良いのでは。

市： 五丁目の西側は新たな土地区画整理事業の予定があるため、その進捗状況に併せた実施が効率的と考えている。

委員： 五丁目の西側は家もほとんどなく、学校があるだけなので、住所整理はすぐに実施しなくて良いと思う。

市： また、住所整理実施の際に電柱やフェンス等に設置する街区表示板や、各戸の門柱等に貼っていただく住居番号表示板の配布をするが、これらの表示板の色について検討をお願いしたい。市内では、平尾と若葉台一丁目に青緑を設置している。わかりやすくするため、坂浜では別の色を想定している。

委員： 坂浜地区は緑が多いので、緑系の色が良いと思う。

委員： 薄い色の表示板だと白字が目立たないと思う。

委員： 住居番号表示板は必ず付けるものか。

市： 手法によって法律が異なるため、地番整理の場合は設置の義務はなく、住居表示の場合は設置が義務付けられている。

委員： 貼らない人がいるのであれば、貼りたくなるデザインを検討してはいかがか。

市： 規格が決まっているため、貼りやすい色合いの検討をお願いしたい。

委員： 黄緑が良いと思う。

市： 住居番号表示板も同じ色で良いか。

委員： 同じ色に統一したほうが良い。

市： 坂浜地区の街区表示板、住居番号表示板のどちらも黄緑色で統一する。

『検討結果報告書について』

市： これまで検討会で決定した内容をまとめたものを市長に提出していただくので、その報告書（案）の内容を確認していただきたい。

委員： 内容について承知した。

市： また、委員用に会議の記録をまとめた「稲城市坂浜地区の住所整理に関する検討記録まとめ」の忌み番の説明で、「4、9、42番等の一般的に不吉と言われる番号については、可能な限り公共施設に付番する」とあったが、平尾では9番地の住所が存在するため、記載を「4、42番等～」に変更して良いか。

可能であれば9番についても公共施設に付番していくつもりではいる。

委員： 承知した。

市： 報告書についてご了承いただいたので、最終版の報告書と「稲城市坂浜地区の住所整理に関する検討記録まとめ」を各委員に送付し、この検討会を終了とさせていただきたい。市長への報告書の提出は、会長から直接お願いしたい。

委員： 承知した。

『審議委員の選出について』

市： 住所整理審議会の委員として、本検討会から2名選出していただくことになっている。どなたかお願いしたい。

会長の榎本委員（坂浜自治会）はすでに自治会連合会の枠で審議会委員になっているため、他の方からお願いしたい。

委員： 土地区画整理組合の高橋委員と大谷商店の大谷委員はいかがか。

委員： 同意。

市： 後日、委員依頼の文書を送る。

『その他』

委員： 住民は住所変更に伴う手続きや費用が一番気になっていると思うので、周知するよ

うお願いしたい。

市： 基本的に、住所変更に伴う手続きに費用はかかりません。

手続きについては、各種手続きの内容や必要な書類等をまとめた「住所変更手続きのしおり」を住所整理実施区域の住民等に配布する。個人に手続きをお願いする主なものとしては、個人番号カードや運転免許証等がある。

引き続き広報や市ホームページ、住所整理ニュース等で周知していく。

【検討会最終イメージ図】

